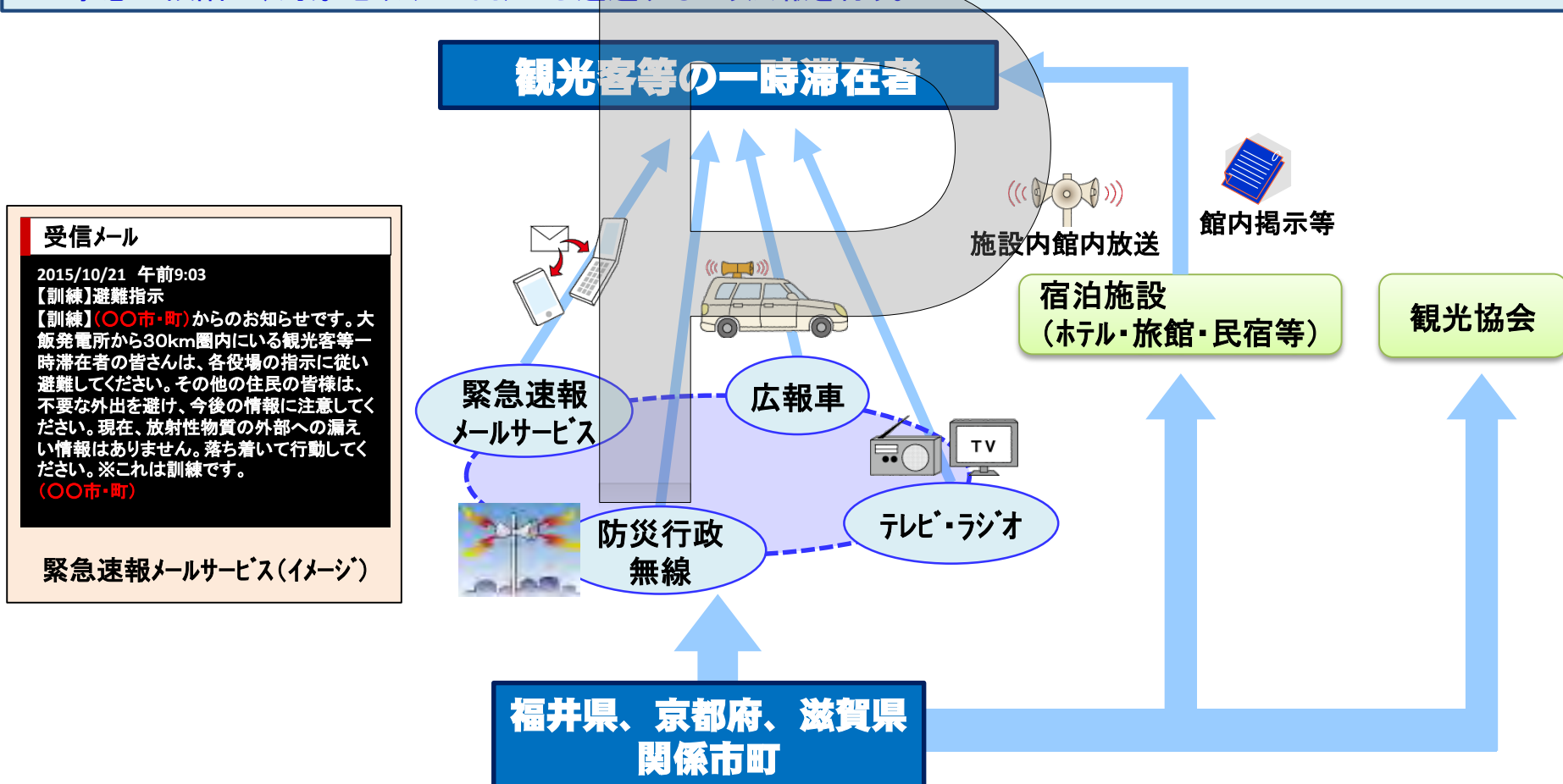


観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 福井県、京都府、滋賀県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス等により観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- 更に、観光協会や宿泊施設に対し連絡を行い、観光客等の一時滞在者に情報を伝達。
- 福井県(、京都府及び滋賀県←要確認)においては、円滑な住民避難に向け、住民等が避難を開始する前の警戒事態の段階で、対象地域(UPZ内)から退避するよう広報を行う。

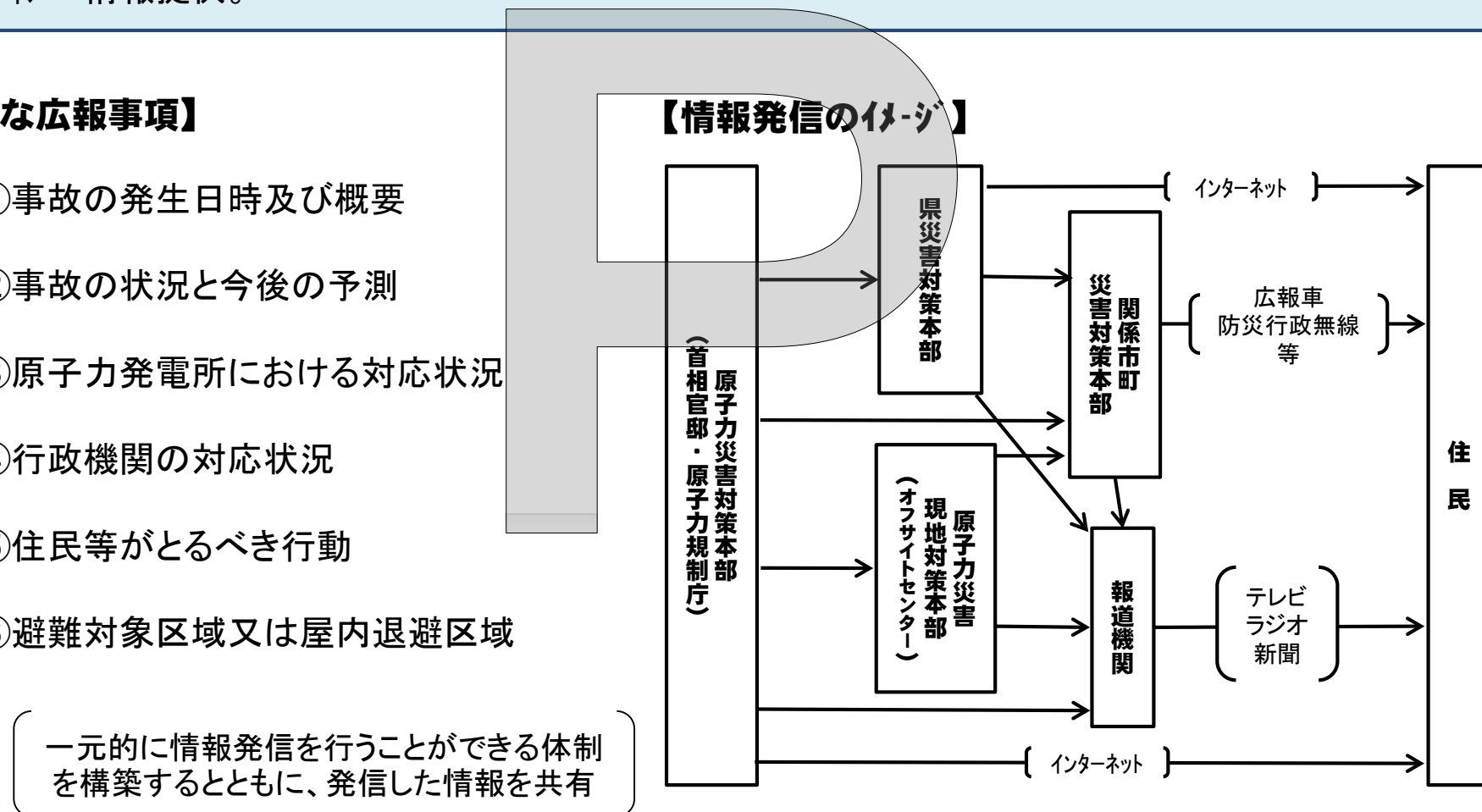


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸（内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明）において実施。
- 現地での記者会見についてはオフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



国、関係府県及び関係町による住民相談窓口の設置

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- オフサイトセンターでは、関係府県及び関係市町の問合せ対応を支援。

関係府県及び関係市町における対応

- 関係府県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域又は屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（関西電力） |

4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

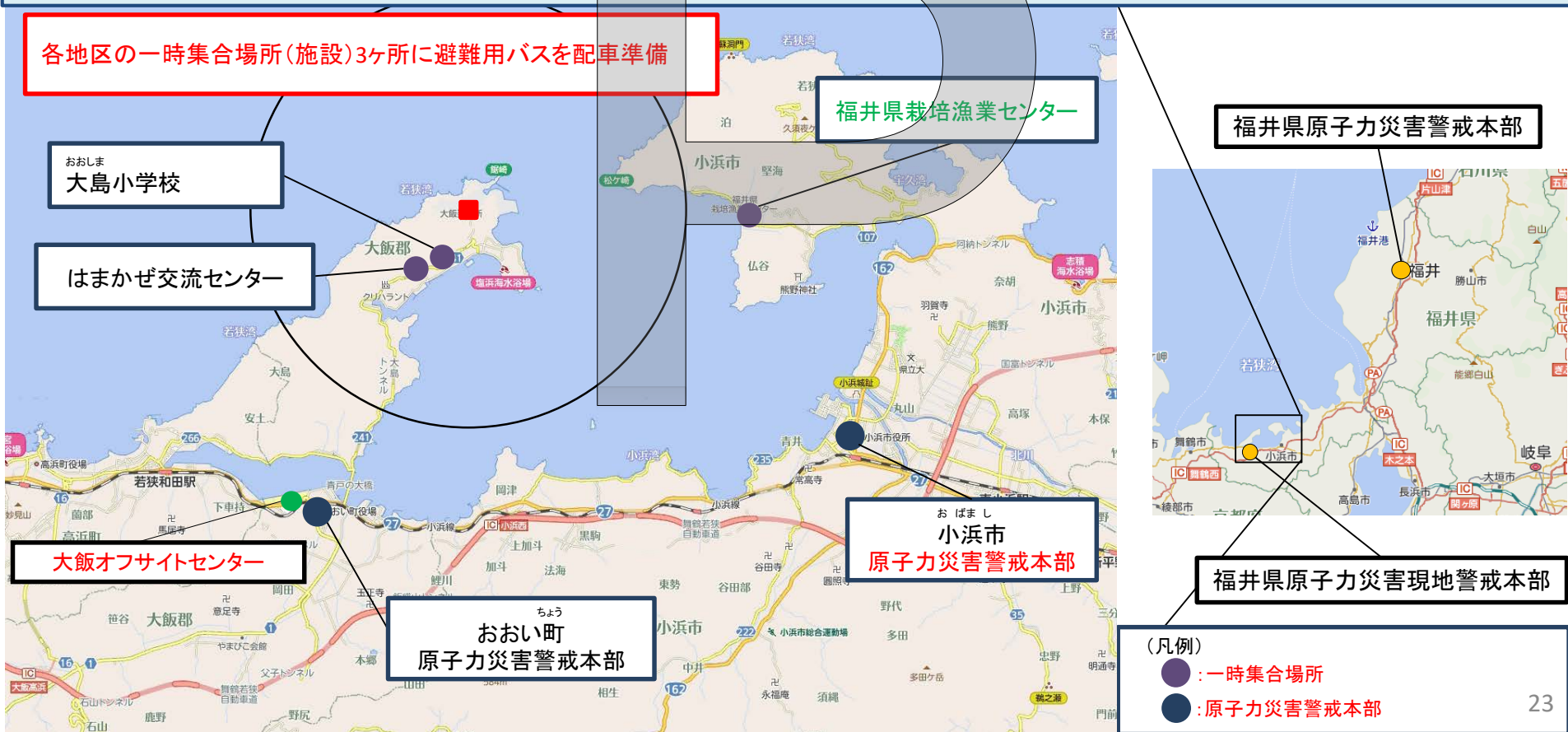
＜対応のポイント＞

1. PAZ内小・中学校、保育所の児童等について 保護者への引き渡しを実施するとともに、保護者へ引き渡しができない児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の屋内退避施設へ移送すること。
3. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけると共に、一時集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

福井県、おおい町・小浜市における初動対応

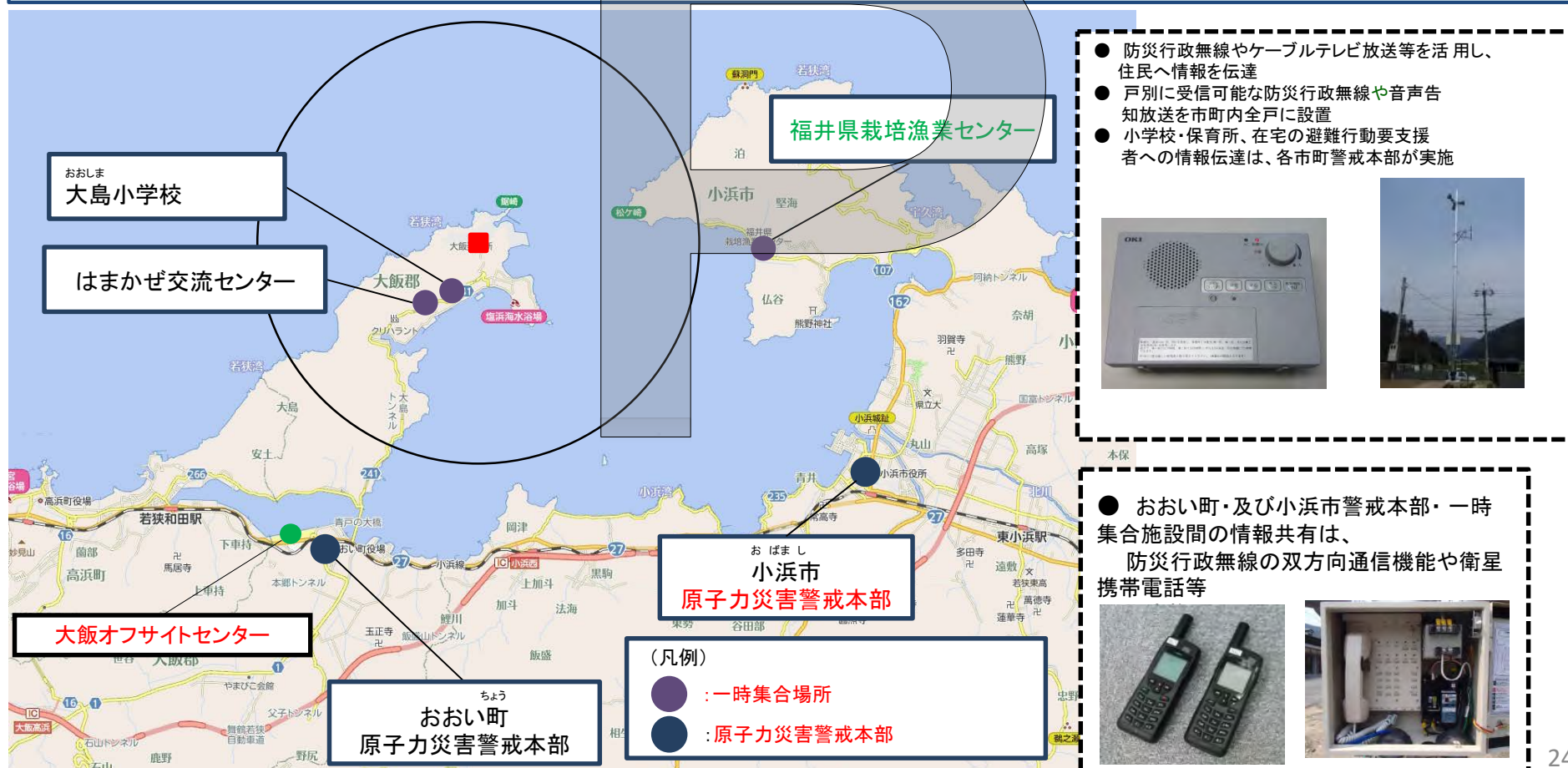
- 福井県は、警戒事態が発生した段階で福井県庁に県災害警戒本部、大飯原子力防災センターに県災害現地警戒本部を設置。県災害警戒本部に67名、県災害現地警戒本部に21名が参集。
- おおい町、小浜市は、警戒事態が発生した段階で市町の全職員を参集し、町役場、市役所に警戒本部、大飯原子力防災センターに警戒連絡室を設置。**PAZ内**の住民が避難のため集合する施設として、3ヶ所の一時集合施設を開設し、おおい町は各施設に職員4名、小浜市は施設に職員2名を派遣。
- 警戒事態になった場合、消防団による**PAZ内**の避難行動要支援者への避難準備広報を行う。
- 警戒事態になった場合、福井県内のバス事業者等は、福井県、おおい町、小浜市の要請に備え、バスの配車準備を開始。おおい町、小浜市は、避難車両乗車要員としてバス1台につき職員1名を派遣。

各地区の一時集合場所(施設)3ヶ所に避難用バスを配車準備



おい町及び小浜市における住民への情報伝達

- **PAZ内**避難の対象となる2地区内の一時集合施設を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- 一時集合施設へ派遣された**市町**の職員は、防災行政無線の双方向通信機能や衛星携帯電話等によりおい町及び小浜市**警戒本部**と情報を共有。各市町**警戒本部**は、入手した情報を防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）及び、**広報車等**で伝達。
- 小学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は**各市町警戒本部**から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- PAZ内の^{おおしま}大島小学校の児童(48人)及び^{おおしま}大島保育所の幼児(59人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに福井県又は^{おおしま}おおし町が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
^{おおしま} 大島小学校	48	12	60
^{おおしま} 大島保育所	59	20	79
合 計	107	32	139

※児童等の人数については、
平成27年5月1日現在。

警戒事態

避難準備

児童等の
引き渡し

保護者が児童等を引き取り

施設敷地緊急事態

引き渡しが出来なかった児童等と職員が共にバスで指定先施設に避難。

避難の準備

避難の開始

全面緊急事態

避難先施設

- 敦賀市立栗野中学校(県内避難)
- 兵庫県川西市内小学校(県外避難)

※保護者への引き渡しが出来なかった児童等は、避難先で保護者に引き渡し